

I 関税改正等

第1. 平成30年度関税改正の概要等

平成30年度関税改正の概要及び規模

(1) 概要

平成30年度改正は、次の事項を中心として行われた。

- ① 暫定税率の適用期限の延長等
- ② 個別品目の基本税率等の見直し
- ③ 特惠関税制度の見直しに伴う基本税率の無税化等
- ④ 金の密輸入に対応するための罰則の引上げ

以下あらましについて説明する。

- ① 暫定税率の適用期限の延長等
暫定税率（392品目）及びそれに伴う農産品に係る特別緊急関税制度等について、適用期限を平成30年度末まで1年延長する。
- ② 個別品目の基本税率等の見直し
国際競争力維持、消費者利益等の観点から、ラミー糸、剣道用の小手の基本税率を無税化するとともに、民間事業者等の事務負担軽減、貿易円滑化の観点から、化粧品等の一部品目について分類を簡素化し税率を統一する。
- ③ 特惠関税制度の見直しに伴う基本税率の無

税化等

特惠税率の適用除外要件の見直し（平成29年度関税改正）を踏まえ、国際競争力維持の観点から、ジスプロシウム鉄合金、オキシ塩化ジルコニウム等6品目の基本税率を無税化する。

また、今後、特惠適用除外国からの迂回輸入が増加する可能性を踏まえ、原産性の確認を徹底する観点から、特惠適用貨物に対する事後確認手続等の規定を整備する。

- ④ 金の密輸入に対応するための罰則の引上げ
金の密輸入に対する抑止効果を高め、密輸入者等を一層厳正に処分するため、無許可輸出入罪等の罰金額を引き上げる。

(2) 改正の規模

平成30年度の関税改正の規模を概観すると次のとおりである。

| | |
|-----------|-------|
| 単年度延長 | 392品目 |
| 関税率の基本税率化 | 26品目 |

今回の改正に伴い、150億円の減収が見込まれており、平成30年度の関税収入予算額は、1兆220億円となっている。これにより租税及び印紙収入予算に占める関税収入予算の割合は、1.7%（一般会計ベース）になる。

第2. 特殊関税制度の概要等

1. 特殊関税制度

我が国の特殊関税制度としては、報復関税、相殺関税、不当廉売関税、緊急関税等がある。〔参考1〕

報復関税とは、WTO協定上の利益を守り、その目的を達成するために必要があると認められる場合、又はある国が、我が国の船舶、航空機、輸出貨物又は通過貨物に対して差別的に不利益な扱いをしている場合に課する割増関税である。

相殺関税、不当廉売関税とは、輸出国等による補助金交付又は輸出者等による不当廉売（ダンピ

ング）という貿易秩序を乱す行為に対処するために課する割増関税である。

緊急関税とは、外国における価格の低落等による輸入の増加から我が国の産業を緊急に保護するために課する割増関税である。

更には、各国及び各地域との経済連携協定の締結に伴い、経済連携協定に基づく関税の緊急措置制度が導入されている。

2. 特殊関税をめぐる最近の動向等

(1) 報復関税制度

- ① 報復関税制度の概要〔参考1, 2〕

報復関税は、関連する国内法令（関税定率法第6条及び報復関税等に関する政令）及びWTO協定（関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第23条及び紛争解決に係る規則及び手続に関する了解）に基づき、WTO協定上の本邦の利益を守り若しくはWTO協定の目的を達成するため必要があると認められるときに又はある国が本邦の船舶、航空機、輸出貨物又は通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしていると認められるときに、課することができる割増関税である。

措置内容としては、当該貨物の課税価格と同額以下の割増関税を発動政令により課することとなっている。なお、WTO紛争解決機関等の承認に基づき措置をとる場合には、その承認の範囲内において課することとなっている。

報復関税は、関税・外国為替等審議会に諮問し、発動政令の閣議決定を経た上で課される。ただし、直ちに報復関税を課す必要がある場合は、諮問することなく課すことも可能だが、その場合は、課した後速やかに、審議会に報告しなければならない。なお、措置を変更若しくは廃止する際にも、同様の手続をとることとされている。

② バード修正条項について

バード修正条項（注1）は、平成15年（2003年）1月にWTO協定違反が確定したが、米国は同年12月の是正期限内に是正しなかった。

平成16年（2004年）1月、我が国及びEC等8カ国・地域はWTOに対して対抗措置の承認を申請した（注2）。これに対し、米国が対抗措置の規模について異議を申し立て、本件は仲裁手続に付託された。

同年8月31日、仲裁人から共同申立国の対抗措置の規模（注3）を決定する判断が提示された。

この結果を受け、同年11月10日、我が国及びEC等7カ国・地域はWTOに対して再度対抗措置の承認申請を行い、同月26日に承認された（チリは同年12月に申請を行い、同月に承認）。

その後、米国がバード修正条項を廃止する等の是正措置を行わなかったことから、平成17年（2005年）9月1日、対象品目を玉軸受等15品目、税率を15%、課税期間を1年間として報復関税を課した。

（注1） バード修正条項は、米国の1930年関税法を修正する条項であり、不当廉売関税及び相殺関税により米国政府が得た税収を、不当廉売又は補助金による被害を申し立てた国内企業等に対して分配する法律。

（注2） 平成16年（2004年）1月に対抗措置の承認申請を行った国は、我が国、EC、カナダ、ブラジル、チリ、インド、韓国、メキシコの8カ国・地域。

（注3） 我が国の対抗措置の規模は、バード修正条項による我が国の対米輸出減少推計額（直近年の分配額に0.72を乗じた額）以下とされた。

（参考1） 各国の動向

EC及びカナダは、平成17年（2005年）5月より、メキシコは、同年8月より、対抗措置を発動。

平成18年（2006年）2月8日、米国において、①バード修正条項を廃止する、②ただし、平成19年（2007年）10月1日前に米国に輸入された物品に対する不当廉売関税等は、引き続き同条項に基づき分配する、との内容を含む2005年赤字削減法が成立したが、上記②のとおり、引き続き分配は行われるため、WTO協定違反の状態が継続することとなった。

バード修正条項に対する報復関税については、WTO協定違反の状態が継続しているため、平成18年（2006年）から平成25年（2013年）まで毎年、対抗措置を1年間延長した。その間、分配額の減少に応じて、平成20年（2008年）の延長以降、対象品目を2品目（玉軸受及び円すいころ軸受）に絞り込むとともに、税率を順次10.6%、9.6%、4.1%及び1.7%に変更し、平成24年（2012年）の延長に際しては、分配額の更なる減少に応じて、対象品目を1品目（円すいころ軸受）に絞り込むとともに、税率を4.0%に変更した。平成25年（2013年）には、米国による分配額が前年から大幅に増加したことから、対象品目を玉軸受等の13品目に拡大するとともに、税率を17.4%に変更した。

平成26年（2014年）9月以降は、分配額が僅少である事等から、報復関税を課さないこととしていくところであるが、WTOに対して、①米国による分配は、WTO是正勧告の不履行に該当すること、②報復関税を発動する権利を引き続き有する旨、通報を行っている。。

（参考2） バード修正条項廃止後の各国の動向

EUは平成29年（2017年）5月1日より対抗措置をさらに1年間延長。4品目に対して4.3%の追加関税を賦課。

カナダは、米国の国際貿易裁判所が、バード修正条項をカナダ産品に係る関税に適用するこ

とはNAFTAに違反すると判断したこと等から、平成18年（2006年）5月に対抗措置を継続しなかった。ただし、対抗措置の権利は留保している。

メキシコは、平成18年（2006年）9月から同年10月まで、期間を限定して対抗措置を発動。

※ 平成18年（2006年）年7月の米国国際貿易裁判所判決を受けて、2006米国財政年度以降、カナダ及びメキシコに係る分配額はゼロとなっている。

(2) 相殺関税制度

① 相殺関税制度の概要〔参考1, 3〕

相殺関税は、関連する国内法令（関税定率法第7条及び相殺関税に関する政令）及びWTO協定（GATT第6条及び補助金及び相殺措置に関する協定（補助金相殺措置協定））に基づき、外国において補助金の交付を受けた貨物の輸入が、本邦の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実がある場合において、当該本邦の産業を保護するために必要があると認められるときに、課することができる割増関税である。

相殺関税を課するためには、本邦の産業に利害関係を有する者からの課税の求め等に基づき調査を行い、客観的データに基づき事実の認定を行う必要がある。

措置内容としては、補助金額と同額以下の割増関税を発動政令により課することとなっている。

発動期間については、5年以内とされているが、補助金の交付を受けた貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が発動期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められる場合には、さらに5年以内の延長が可能である。

調査開始後60日が経過した後、調査の完了前であっても、十分な証拠により、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、4か月の期間内で、暫定措置を発動することができる。

相殺関税は、関税・外国為替等審議会に諮問し、発動政令の閣議決定を経た上で課される。なお、措置を延長、変更若しくは廃止する際又は暫定措置を発動する際にも、同様の手続をとることとされている。

②（事例）韓国ハイニックス社製DRAMに係る

相殺関税について

平成16年（2004年）6月16日に、エルピーダメモリ株式会社及びマイクロンジャパン株式会社の2社から財務大臣に対して、韓国ハイニックスセミコンダクター社（ハイニックス社）製DRAMに係る相殺関税の課税の求めがなされた。

当該課税の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年8月4日、政府は調査を開始した。その後、平成17年（2005年）8月2日に、調査期間が6か月間延長された。

調査の結果、補助金の交付を受けた貨物の輸入による本邦の産業の実質的な損害等の事実が認められ、平成18年（2006年）1月27日から相殺関税を課した。

平成18年（2006年）6月19日、韓国政府の求めによりWTO紛争解決機関の小委員会（パネル）が設置され、平成19年（2007年）12月17日、パネル及び上級委員会での審理を経て、WTO協定に整合的ではない部分の是正を求める勧告が採択された。

平成20年（2008年）1月30日、政府は、当該是正勧告を実施するために調査を開始した。調査の結果及び当該是正勧告の内容を踏まえ、補助金についての事情の変更が認められたことから、同年9月1日から税率を27.2%から9.1%に変更した。

同月29日、ハイニックス社から財務大臣に対して、ハイニックス社製DRAMに係る相殺関税の廃止の求めがなされた。

当該廃止の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年10月15日、政府は、調査を開始した。

調査の結果、補助金についての事情の変更が認められ、平成21年（2009年）4月23日に相殺関税を廃止した。

(3) 不当廉売関税制度

① 不当廉売関税制度の概要〔参考1, 4〕

不当廉売関税は、関連する国内法令（関税定率法第8条及び不当廉売関税に関する政令）及びWTO協定（GATT第6条及び1994年のGATT第6条の実施に関する協定（ダンピング防止協定））に基づき、不当廉売（正常価格（輸出国における国内販売価格等）より低い価格で輸出のために販売することをいう。）された貨物の輸入が本邦の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的

に妨げる事実（本邦の産業に与える実質的な損害等の事実）がある場合において、当該本邦の産業を保護するために必要があると認められるときに、課することができる割増関税である。

不当廉売関税を課するためには、本邦の産業に利害関係を有する者からの課税の求め等に基づき調査を行い、客観的データに基づき事実の認定を行う必要がある。

措置内容としては、不当廉売された貨物の正常価格と輸出のための販売価格との差額（不当廉売差額）以下の割増関税を発動政令により課することとなっている。

発動期間については、5年以内とされているが、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が発動期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められる場合には、さらに5年以内の延長が可能である。

調査開始後60日が経過した後、調査の完了前であっても、十分な証拠により、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、原則4か月の期間内で、暫定措置を発動することができる。

不当廉売関税は、関税・外国為替等審議会に諮問し、発動政令の閣議決定を経た上で課される。なお、措置を延長、変更若しくは廃止する際又は暫定措置を発動する際にも、同様の手続をとることとされている。

②（事例）中国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税調査

平成28年（2016年）9月6日、三井化学株式会社、三菱化学株式会社、日本ユニペット株式会社及び越前ポリマー株式会社（申請書掲載順）から財務大臣に対して、中国産高重合度ポリエチレンテレフタレート（主にボトルやシートに加工され使用されている）に係る不当廉売関税の課税の求めが提出された。

当該課税の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同月30日、政府は調査を開始した。

調査の過程において、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護する必要があると認められたこと

から、平成29年（2017年）9月2日から暫定的な不当廉売関税（暫定措置）を課した（4か月間）。その後、同年9月27日に、調査期間を3ヶ月間延長した。

調査の結果、不当廉売された貨物の輸入による本邦の産業の実質的な損害等の事実が認められ、同年12月28日から不当廉売関税（確定措置）を課した（5年間）。

③（事例）韓国及び中国産炭素鋼製突合せ溶接式継手に係る不当廉売関税調査

平成29年（2017年）3月6日、株式会社ペンカン機工、日本ベンド株式会社及び古林工業株式会社（申請書掲載順）から財務大臣に対して、韓国及び中国産炭素鋼製突合せ溶接式継手（流体を必要な場所へ運ぶ役割を果たす配管において管と管を接続する等の用途に使用される配管部材）に係る不当廉売関税の課税の求めが提出された。

当該課税の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同月31日、政府は調査を開始した。

調査の過程において、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護する必要があると認められたことから、同年12月28日から暫定的な不当廉売関税（暫定措置）を課した（4か月間）。

調査の結果、不当廉売された貨物の輸入による本邦の産業の実質的な損害等の事実が認められ、平成30年（2018年）3月31日から不当廉売関税（確定措置）を課した（5年間）。

④（事例）中国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税期間の延長調査

現在、平成31年（2019年）3月4日までスペイン、中国及び南アフリカ産電解二酸化マンガン（主に一次電池の正極材に使用される）に対して不当廉売関税を課しているところ、平成30年（2018年）3月2日、東ソー日向株式会社及び東ソー株式会社（申請書掲載順）から財務大臣に対して、当該中国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税期間の延長の求めが提出された。

当該課税期間の延長の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年4月18日、政府は調査を開始した。

(参考) 現在発動中の措置の概要

| 課税物件 | 原産地・税率 | 課税期間 |
|---------------------------|--|--------------------------------|
| 電解二酸化マンガ ン | スペイン：14.0% 中国：34.3%、46.5% 南アフリカ：14.5% (※オーストラリア産 (29.3%)は、2013年 8月31日に課税終了) | 2008年9月1日から 2019年3月4日まで |
| トルエンジン シアンート | 中国：69.4% | 2015年4月25日から 2020年4月24日まで |
| 水酸化カリウム | 韓国：49.5% 中国：73.7% | 2016年8月9日から 2021年8月8日まで |
| 高重合度ポリエ チレンテレフタ レート | 中国：39.8%～53.0% | 2017年12月28日から 2022年12月27日まで |
| 炭素鋼製突合せ 溶接式継手 | 韓国：41.8%、69.2% 中国：57.3% | 2018年3月31日から 2023年3月30日まで |

(4) 緊急関税制度

① 緊急関税制度の概要〔参考1, 5〕

緊急関税は、関連する国内法令（関税率法第9条及び緊急関税等に関する政令）及びWTO協定（GATT第19条及びセーフガードに関する協定（セーフガード協定））に基づき、外国における価格の低落その他予想されなかった事情の変化による特定の種類の貨物の輸入の増加の事実があり、当該貨物の輸入が本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときに、課することができる割増関税である。

措置内容としては、同種・競合貨物の国内適正卸売価格から対象貨物の課税価格及び通常の関税率による税額を控除した額と同額以下の割増関税を発動政令により課すること又は譲許税率の撤回・修正をすることとされている。

発動期間については、4年以内とされているが、発動期間の満了後においても当該貨物の輸入の増加による本邦の産業に与える重大な損害等の事実が継続すると認められ、かつ、本邦の産業が構造調整を行っていると思われる場合には、通常8年以内の延長が可能である。

調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により当該貨物の輸入の増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急の必要があると認められるときは、200日の期間内で、暫定措置を発動することができる。

緊急関税を発動しようとする又は発動した場合は、WTO協定に基づく貿易相手国との協議により、他品目の譲許の修正等を行うことができると

されている。

また、外国において緊急措置がとられた場合において、WTO協定に規定する事情があると認められる場合には、対抗措置として、輸入される貨物の課税価格と同額以下の割増関税を課すること又は当該貨物に係る譲許を停止することができる。ただし、当該外国における緊急措置が、輸入数量の増加の事実に基づきとられた場合には、当該措置がとられた日から3年間は対抗措置を行使することはできない。

緊急関税は、関税・外国為替等審議会に諮問し、発動政令の閣議決定を経た上で課される。ただし、直ちに緊急関税を課す必要がある場合は、諮問することなく課すことも可能だが、その場合は、課した後速やかに、審議会に報告しなければならない。なお、措置を延長、撤回若しくは緩和する際又は暫定措置を発動する際にも、同様の手続をとることとされている。

② ねぎ等3品目に係るセーフガード事案について

ねぎ等3品目（ねぎ、生しいたけ、畳表）に係るセーフガードについては、平成12年（2000年）12月22日に調査を開始し、平成13年（2001年）4月10日に財務大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣の3大臣がセーフガード暫定措置の発動及び具体的内容を決定し、同年23日から実施した（同年11月8日までの200日間）。

これに対し、中国は、セーフガード暫定措置に対する対抗措置として、同年6月22日から、我が国より輸入する自動車等3品目（自動車、携帯・車載電話、空調機）に対して、通常の関税に加え100%の特別関税の徴収を実施した。

同年10月8日及び21日、小泉総理が、それぞれ、朱鎔基総理及び江沢民国家主席と首脳会談を、また、同月17日、平沼経済産業大臣が石広生対外貿易経済合作部長と会談を行い、セーフガード問題については話し合いにより解決していくことで意見の一致をみた。

これらを受け、同月25日、セーフガード関係閣僚会合（3大臣の他、官房長官及び外務大臣が出席）が開かれ、同年11月8日の暫定措置の期限切れ後も直ちに確定措置に移行することはせず、二国間協議を継続させることとした。

その後、様々なレベルによる日中協議が精力的に行われた結果、セーフガードの政府調査の期限である同年12月21日、平沼経済産業大臣、武部農林水産大臣と石広生対外貿易経済合作部長との間

で、①我が国がセーフガード確定措置を実施しないこと、②中国が特別関税措置を撤廃すること、③農産品3品目に係る日中貿易スキームを早急に構築すること、を内容とする「日中双方のねぎ、生しいたけ、畳表の農産品の貿易摩擦に関する覚書」が合意された。

上記の合意を受け、我が国は、同月25日、ねぎ等3品目に対するセーフガード確定措置を発動しない旨の財務省及び経済産業省告示を行い、中国は、同月26日、我が国からの自動車等3品目に対する特別関税措置を翌27日から停止する旨の公告

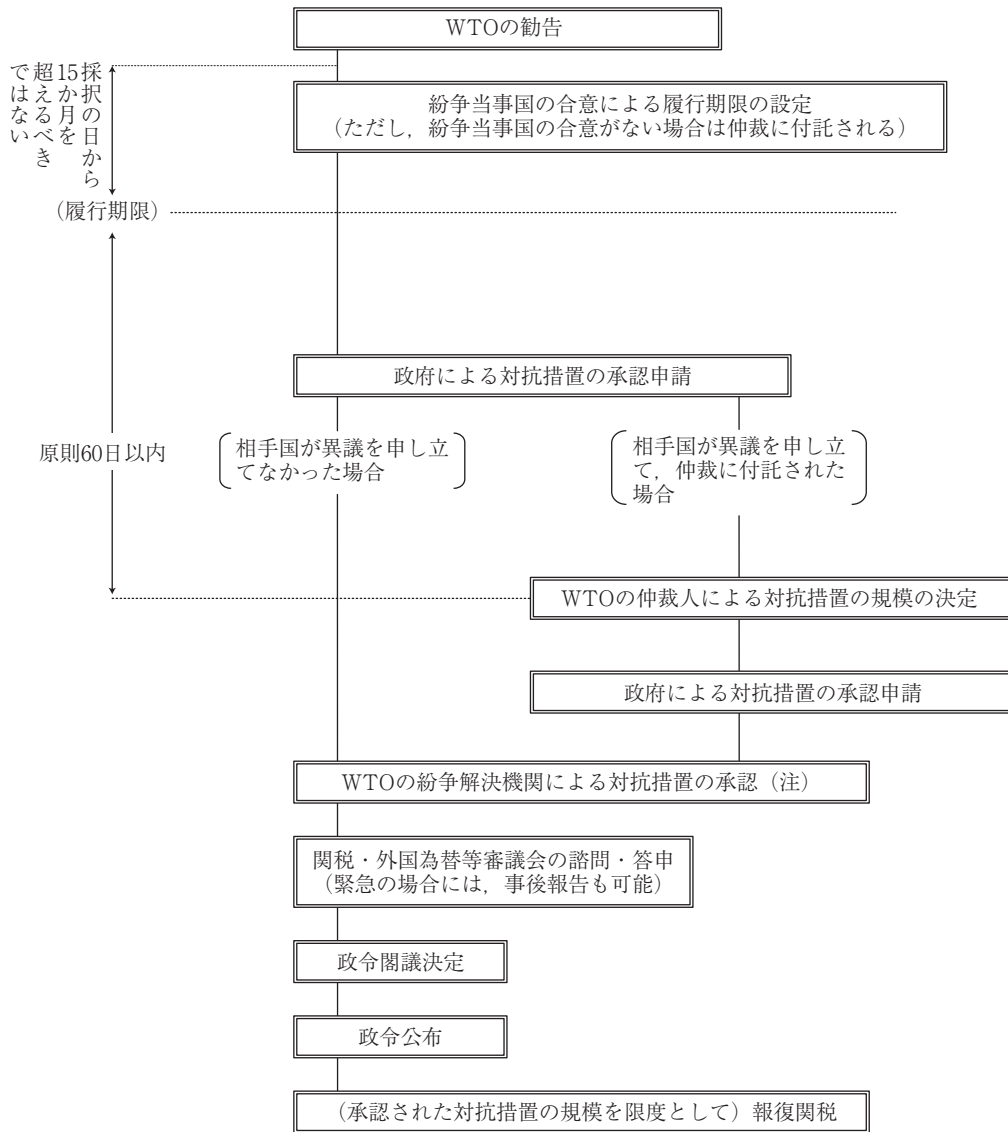
を行った。

日中間の上記の合意に従い、日中貿易スキームを構築し、秩序ある貿易を促進するため、平成14年（2002年）2月7日及び8日に上海においてねぎ等3品目に係る第1回日中農産物貿易協議会が開催され、以後、開催されている累次の会合において（我が国からは生産者団体、輸入業者団体及びオブザーバーとして関係省担当者が出席）、日本市場における需要見通し、日中双方の生産見通し、中国側の自主的な措置の効果的な実施等に関する情報交換が行われている。

(参考1) 我が国の特殊関税制度の概要

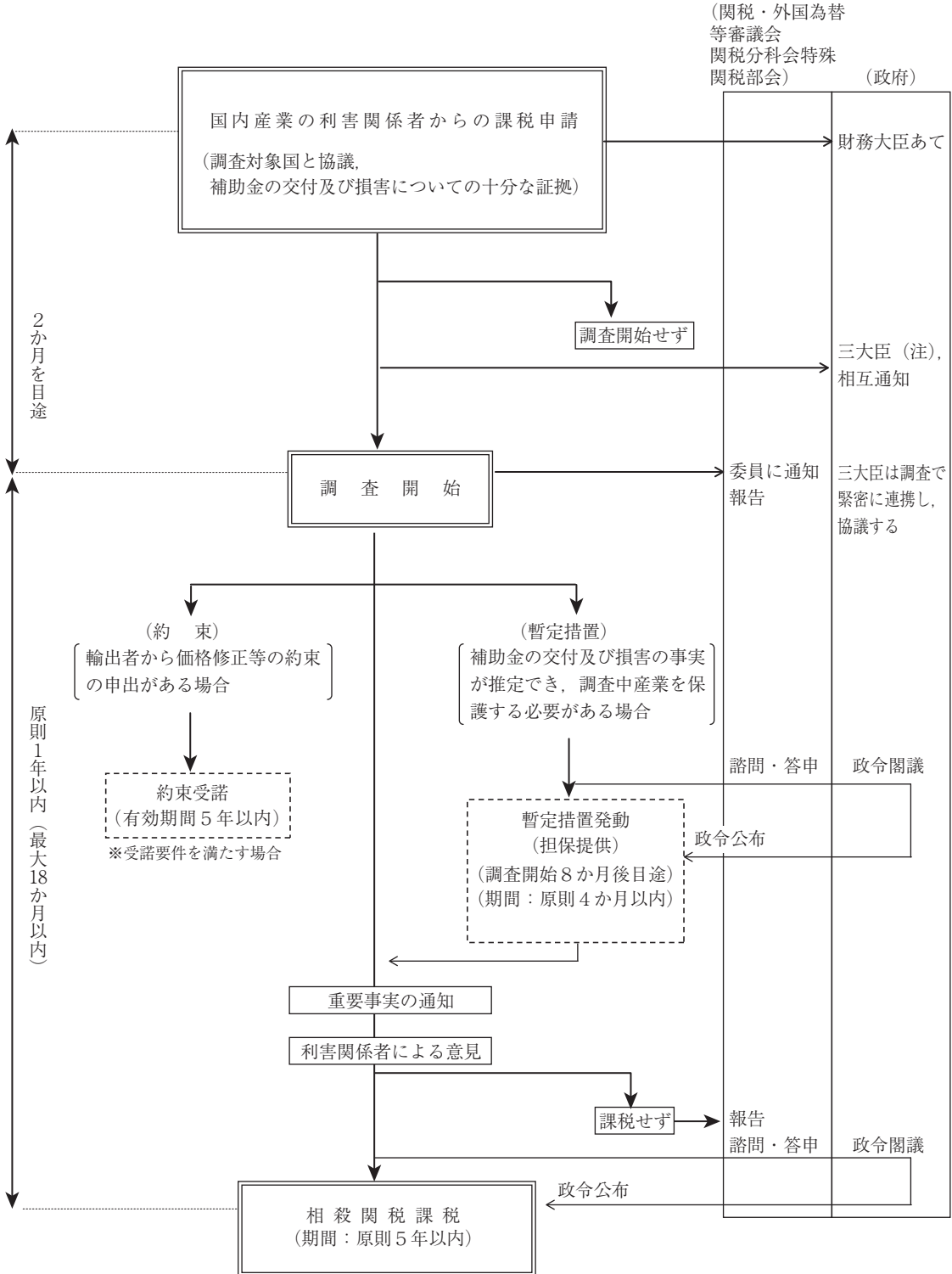
| 区分 | 報復関税 | 相殺関税 | 不当廉売関税 | 緊急関税 |
|-------------|---|---|--|---|
| 国内法令上の根拠規定 | ・関税率法第6条 ・報復関税等に関する政令 | ・関税率法第7条 ・相殺関税に関する政令 | ・関税率法第8条 ・不当廉売関税に関する政令 | ・関税率法第9条 ・緊急関税等に関する政令 |
| WTO協定上の根拠規定 | ・GATT第23条 ・紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 | ・GATT第6条 ・補助金及び相殺措置に関する協定 | ・GATT第6条 ・ダンピング防止協定 | ・GATT第19条 ・セーフガードに関する協定 |
| 制度の概要 | (1) WTO協定上の利益を守り、その目的を達成するため必要があると認められる場合に課する割増関税 (2) ある国が、我が国の船舶、航空機、輸出貨物又は通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしている場合に課する割増関税 | 外国において補助金の交付を受けた輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税 | 不当廉売された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税 | 輸入の増加により、同種・競合貨物を生産する国内産業に生じた重大な損害等を防止・救済するための関税の引上げ |
| 措置の適用要件 | (1) WTO紛争解決機関等の承認を受けること (2) ある国が、我が国の船舶、航空機、輸出貨物又は通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしていること | (1) 補助金の交付を受けた貨物の輸入 輸入された貨物が、外国において生産又は輸出について補助金を受けていること (2) 実質的損害等（含む因果関係） 当該貨物の輸入が、我が国の同種産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国の同種産業の確立を実質的に妨げる事実があること (3) 国内産業保護の必要性 我が国の同種産業を保護するため必要があると認められること | (1) 不当廉売された貨物の輸入 輸入された貨物に不当廉売の事実があること (2) 実質的損害等（含む因果関係） 当該貨物の輸入が、我が国の同種産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国の同種産業の確立を実質的に妨げる事実があること (3) 国内産業保護の必要性 我が国の同種産業を保護するため必要があると認められること | (1) 輸入の増加 予想されなかった事情の変化により貨物の輸入増加があること (2) 重大な損害等（含む因果関係） 当該輸入が我が国の同種・競合産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがあること (3) 緊急の必要性 国民経済上緊急に必要があると認められること |
| 措置の内容 | 従価100%の範囲内での割増関税 | 補助金の額と同額以下の割増関税 | 不当廉売差額〔(正常価格) - (不当廉売価格)]と同額以下の割増関税 | (1) [(同種・競合貨物の国内適正卸売価格) - (輸入貨物の課税価格)]と同額以下の割増関税 (2) 譲許税率の撤回又は修正 |
| 措置の期間 | | 5年以内 (5年以内の延長が可能) | 5年以内 (5年以内の延長が可能) | 暫定期間を含めて4年以内 (通算して8年以内まで延長が可能) |
| 暫定措置の適用要件 | | (1) 調査開始から60日が経過 (2) 補助金の交付を受けた貨物の輸入による国内産業への実質的な損害等の事実の推定 (3) 国内産業保護の必要性 | (1) 調査開始から60日が経過 (2) 不当廉売された貨物の輸入による国内産業への実質的な損害等の事実の推定 (3) 国内産業保護の必要性 | (1) 輸入の増加の事実及びこれによる国内産業への重大な損害等の事実の推定 (2) 国民経済上特に緊急の必要性 |
| 暫定措置の内容 | | 担保の提供（4か月以内） | 暫定的な関税賦課又は担保の提供（原則4か月以内） | 関税引上げ（200日以内） |
| 還付 | | 請求に基づき、相殺関税の額と現実の補助金の額との差額を還付 | 請求に基づき、不当廉売関税の額と現実の不当廉売差額との差額を還付 | |
| 備考 | | ・発動期間中に、事情の変更がある場合に措置を変更・廃止することが可能 | ・発動期間中に、事情の変更がある場合に措置を変更・廃止することが可能 | ・代償措置、対抗措置 ・輸入増加に対する数量制限措置 |

(参考2) WTOの勧告から報復関税発動までの手続の流れ



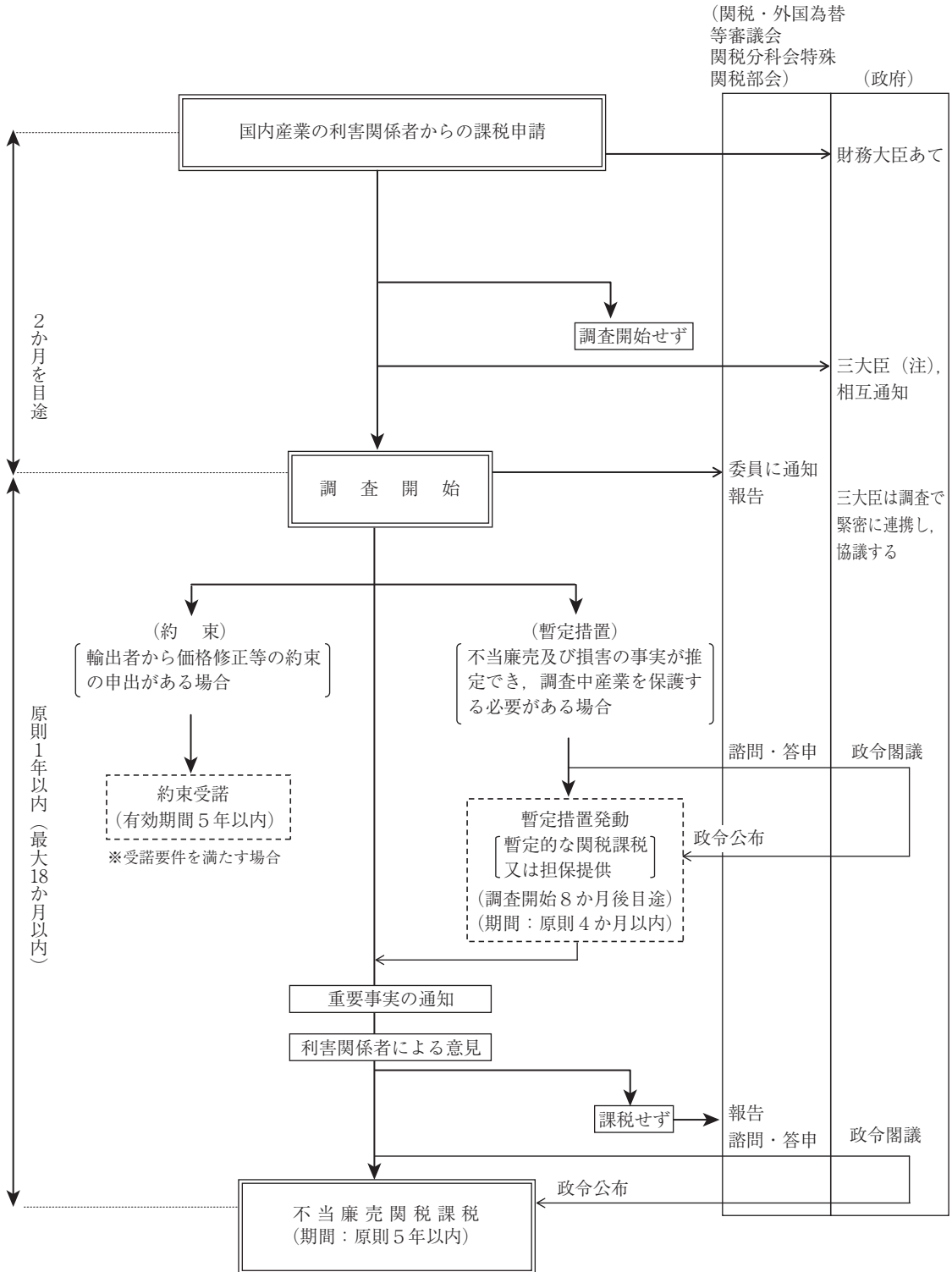
(注) 相手国が異議を申し立てない場合、原則30日以内に承認される。

(参考3) 相殺関税の課税手続の流れ



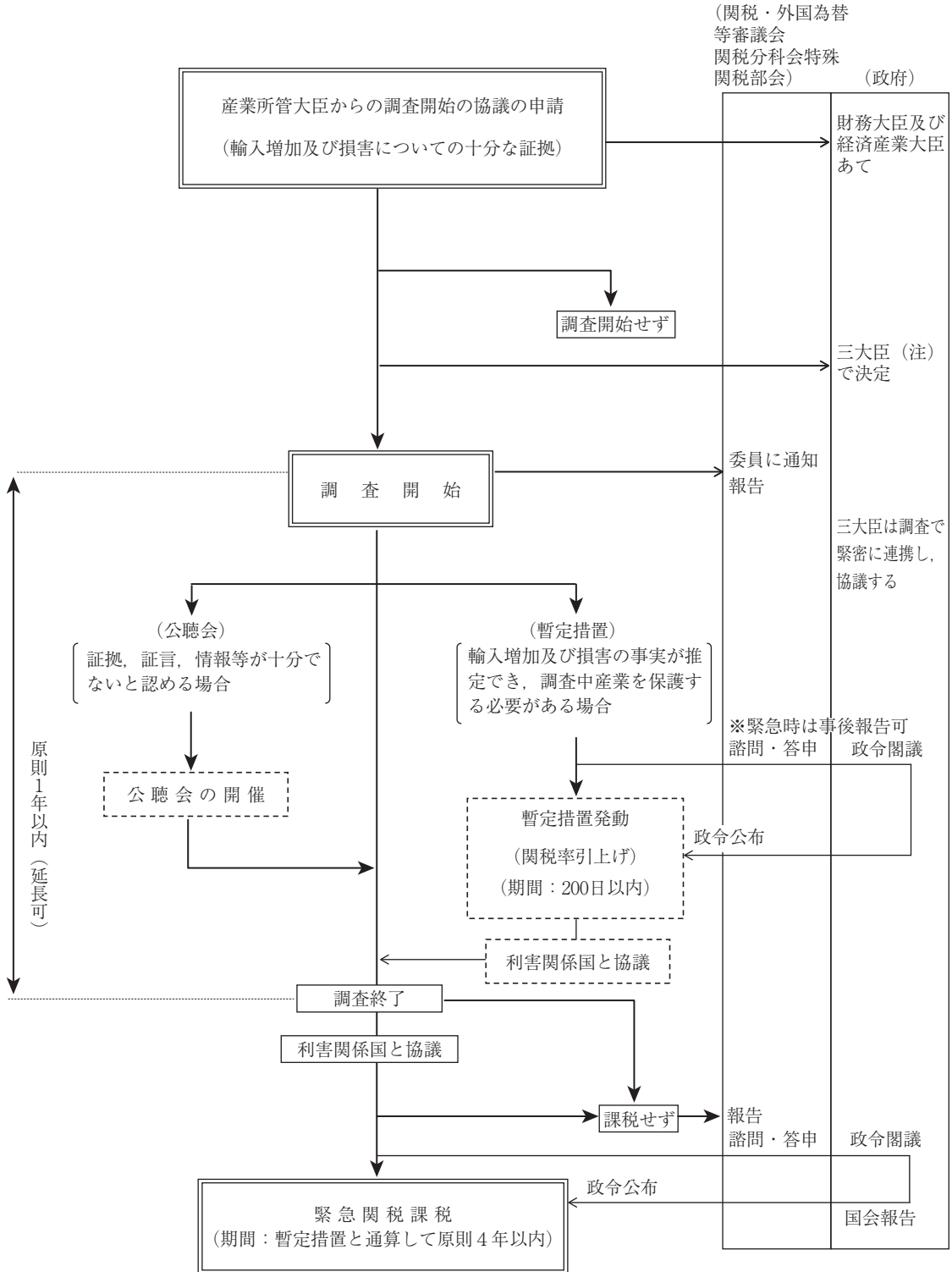
(注) 三大臣とは、財務大臣、経済産業大臣、産業所管大臣。

(参考4) 不当廉売関税の課税手続の流れ



(注) 三大臣とは、財務大臣、経済産業大臣、産業所管大臣。

(参考5) 緊急関税の課税手続の流れ



(注) 三大臣とは、財務大臣、経済産業大臣、産業所管大臣。

(参考6) 我が国における特殊関税の事例

| | 事例 | 概要 | |
|------------------|------------------|---|--|
| 報 復 関 税 | ①米国バード修正条項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 16.11.26 バード修正条項に対する対抗措置がWTOに承認される ・ 17. 8. 1 米国を原産地とする玉軸受等に対して報復関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ 17. 8.12 「玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令」閣議決定 ・ 17. 8.17 政令公布 ・ 17. 9. 1 政令施行 ・ 18. 8. 4 米国を原産地とする玉軸受等に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ 18. 8.15 「玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 ・ 18. 8.18 政令公布 ・ 18. 9. 1 政令施行 ・ 19. 8. 2 米国を原産地とする玉軸受等に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ 19. 8.10 「玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 ・ 19. 8.15 政令公布 ・ 19. 9. 1 政令施行 ・ 20. 8.22 米国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ 20. 8.26 「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 ・ 20. 8.29 政令公布 ・ 20. 9. 1 政令施行 ・ 21. 8. 7 米国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ 21. 8.11 「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 ・ 21. 8.14 政令公布 ・ 21. 9. 1 政令施行 ・ 22. 8. 6 米国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ 22. 8.10 「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 ・ 22. 8.13 政令公布 ・ 22. 9. 1 政令施行 ・ 23. 8. 5 米国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ 23. 8. 9 「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 ・ 23. 8.12 政令公布 ・ 23. 9. 1 政令施行 ・ 24. 7.30 米国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ 24. 8. 7 「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 ・ 24. 8.10 政令公布 ・ 24. 9. 1 政令施行 ・ 25. 8. 2 米国を原産地とする玉軸受等に対して報復関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ 25. 8.15 「円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 ・ 25. 8.20 政令公布 ・ 25. 9. 1 政令施行 ・ 26. 8. 5 米国を原産地とする玉軸受等に対して報復関税を課さないこととし、関税・外国為替等審議会に報告（ただし、再発動の権利を留保） ・ 26. 8.31 課税期間満了 | |
| | 相 殺 関 税 | ①パキスタン産綿糸 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 57.12.27 日本紡績協会、課税の求め ・ 58. 4.18 関税率審議会特殊関税部会に調査開始に至った事情を説明 ・ 58. 4.20 調査開始の通知・告示 ・ 59. 1. 3 パキスタン政府、補助金の一部を廃止 ・ 59. 2.22 日本紡績協会、調査対象となった補助金制度が、補助金率が僅少であるものを除き、廃止されたことを理由に課税の求め取下げ。同日、同様の理由で相殺関税を課税しないこととして調査終了し、関税率審議会特殊関税部会に報告 ・ 59. 2.28 相殺関税を課税しないことを決定した旨を通知・告示 |
| | | ②ブラジル産フェロシリコン | <ul style="list-style-type: none"> ・ 59. 3. 6 日本フェロアロイ協会、課税の求め |

| | 事例 | 概要 | |
|------------------|----------------------------|---|---|
| 相 殺 関 税 | ・ 59. 6.14 | 日本フェロアロイ協会，輸出者側の自主規制措置の発表及び市況回復を理由に課税の求め取下げ | |
| | ・ 59. 6.18 | 関税率審議会特殊関税部に，提訴及び課税の求め取下げに関する情況説明 | |
| | ③大韓民国DRAM | <p>・ 16. 6.16 エルピーダメモリ社及びマイクロンジャパン社，課税の求め</p> <p>・ 16. 7.27 大韓民国政府との二国間協議</p> <p>・ 16. 8. 3 調査開始の相互通知，調査開始決定の新聞発表</p> <p>・ 16. 8. 4 調査開始の告示（同日調査開始），直接の利害関係人への通知</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に，調査開始に至った事情を説明</p> <p>大韓民国の政府・金融機関・供給者に対する現地調査の実施</p> <p>・ 17. 2～3 本邦の生産者等に対する現地調査の実施</p> <p>・ 17. 3～4</p> <p>・ 17. 7.26 調査期間延長（新聞発表）</p> <p>・ 17. 8. 1 関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査延長決定の旨を報告</p> <p>・ 17. 8. 2 調査期間延長の告示（6ヶ月延長）</p> <p>・ 17.10.21 利害関係者に対し最終決定前の基礎となる重要事実の開示</p> <p>・ 17.10.31 大韓民国政府からの約束の申出</p> <p>・ 17.11.14 大韓民国政府との二国間協議</p> <p>・ 17.12. 1 大韓民国政府との二国間協議</p> <p>・ 18. 1.20 関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日，大韓民国ハイニックス社製DRAM等に対し相殺関税を課することについて，関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>「ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令」閣議決定</p> <p>政令公布・施行</p> <p>・ 18. 4.25 大韓民国政府との二国間協議</p> <p>・ 18. 6.19 パネル設置</p> <p>・ 19. 7.13 パネル報告の公表</p> <p>・ 19. 8.30 上級委員会への申立て</p> <p>・ 19.11.28 上級委員会報告の公表</p> <p>・ 19.12.17 我が国に対する是正勧告をWTO紛争解決機関で採択</p> <p>・ 20. 1.15 WTOに対し是正勧告を実施する意思を通報</p> <p>・ 20. 1.30 是正勧告を実施するための調査開始を告示</p> <p>・ 20. 8.22 関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日，税率変更について，関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>・ 20. 8.26 「ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令の一部を改正する政令」を閣議決定</p> <p>・ 20. 8.29 政令公布</p> <p>・ 20. 9. 1 政令施行</p> <p>・ 20. 9.23 是正勧告実施の有無等に係る履行パネル設置（21.3.4 韓国申出により中断。22.3.5 履行パネル消滅。）</p> <p>・ 20. 9.29 ハイニックス社，課税廃止の求め</p> <p>・ 20.10.15 補助金に関する見直し調査開始の告示</p> <p>・ 20.12 中 大韓民国の政府・金融機関・供給者に対する現地調査の実施</p> <p>・ 21. 2. 3 利害関係者に対し重要な事実の開示</p> <p>・ 21. 3. 3 重要事実に対する反論期限</p> <p>・ 21. 3. 4 韓国の要請により履行パネル一時中断（22.3.5消滅）</p> <p>・ 21. 4.13 関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日，課税廃止について，関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>・ 21. 4.17 「ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令を廃止する政令」閣議決定</p> <p>・ 21. 4.22 政令公布</p> <p>・ 21. 4.23 政令施行</p> | |
| | 不 当 廉 売 関 税 | ①大韓民国産綿糸 | <p>・ 57.12.27 日本紡績協会，課税の求め</p> <p>・ 58. 6.17 大韓民国業界，自主規制措置を発表</p> <p>・ 58. 7.11 日本紡績協会，自主規制措置を評価し課税の求め取下げ</p> |
| | | ②ノルウェー及びフランス産フェロシリコン | <p>・ 59. 3. 6 日本フェロアロイ協会，課税の求め</p> <p>・ 59. 6.14 日本フェロアロイ協会，輸出者側の自主規制措置の発表及び市況回復を理由に課税の求め取下げ</p> <p>・ 59. 6.18 関税率審議会特殊関税部に，提訴及び課税の求め取下げに関する情況説明</p> |
| | | ③大韓民国産セーター類 | <p>・ 63.10.21 日本ニット工業組合連合会，課税の求め</p> <p>・ 1. 2. 2 大韓民国政府（商工部），自主規制措置を発表</p> <p>・ 1. 3.29 日本ニット工業組合連合会，自主規制措置を評価し課税の求め取下げ</p> <p>・ 1. 4.11 関税率審議会特殊関税部に，提訴及び課税の求め取下げに関する情況説明</p> |

| | 事例 | 概要 |
|----------------------------|---|--|
| 不 当 廉 売 関 税 | ④中華人民共和国、 ノルウェー及び南ア フリカ共和国産フェ ロシリコマンガン | <ul style="list-style-type: none"> ・ 3.10. 8 日本フェロアロイ協会，課税の求め ・ 3.10.17 関税率審議会特殊関税部に，提訴に関する情況説明 ・ 3.11.29 調査開始の相互通知・告示。同日，関税率審議会特殊関税部に，調査開始に至った事情を説明 ・ 4. 6.18 暫定措置をとらないことを決定し，調査結果の暫定的とりまとめを公表 ・ 4. 9～10 三国の輸出者，生産者，本邦の生産者に対する現地調査の実施 ・ 4.11.27 調査期間の2か月延長 ・ 4.12 上 利害関係者等への基本的事実の開示及びそれに対する反論の受理 ・ 4.12 下 中国の輸出者4社から価格修正の約束の申出 ・ 5. 1.27 中国の輸出者2社について約束の受諾及び調査取り止め ・ 5. 1 末 調査終了 ・ 5. 1.28 関税率審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日，中国の輸出者に不当廉売関税を課することについて，関税率審議会に諮問・答申 ・ 5. 1.29 「フェロシリコマンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令」閣議決定 ・ 5. 2. 3 政令公布・施行。同日，ノルウェー及び南アフリカの輸出者に対して不当廉売関税を課しない旨告示 ・ 10. 1.31 課税期間満了 |
| | ⑤パキスタン産綿糸 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 5.12.20 日本紡績協会，課税の求め ・ 5.12.22 関税率審議会特殊関税部会懇談会に，提訴に関する情況説明 ・ 6. 2.18 調査開始の相互通知・告示 ・ 6. 2.23 関税率審議会特殊関税部に，調査開始に至った事情を説明 ・ 6. 8.30 暫定措置をとらないことを決定 ・ 6.11～12 パキスタンの輸出者・生産者及び本邦の生産者に対する現地調査，輸入者及びユーザーに対するヒヤリングの実施 ・ 7. 2.14 調査期間の2か月延長 ・ 7. 4.17 調査期間の4か月延長 ・ 7. 5.12 直接の利害関係人に対し，最終決定前の基礎となる重要な事実の開示 ・ 7. 7.28 関税率審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日，関税率審議会にパキスタンの輸出者に不当廉売関税を課することについて，関税率審議会に諮問・答申 ・ 7. 8. 1 「二十番手等カード綿糸に対して課する不当廉売関税に関する政令」閣議決定 ・ 7. 8. 4 政令公布・施行 ・ 8. 2.16 パキスタンの生産者3社から新規供給者に係る課税の見直しの求め ・ 8. 3.19 上記3社について，新規供給者に係る課税の見直し調査開始 ・ 8. 3.29 パキスタンの生産者13社から新規供給者に係る課税の見直しの求め ・ 8. 5.27 上記13社のうち11社について，新規供給者に係る課税の見直し調査開始 ・ 8. 9.13 上記3社について，新規供給者に係る課税の見直し調査を終了し，同社の綿糸に係る不当廉売関税を変更又は廃止 ・ 9. 5.21 上記11社について，新規供給者に係る課税の見直し調査を終了し，同社の綿糸に係る不当廉売関税を継続，変更又は廃止 ・ 9.12. 5 パキスタンの生産者5社から新規供給者に係る課税の見直しの求め ・ 10. 2. 5 上記5社のうち3社について，新規供給者に係る課税の見直し調査開始 ・ 11. 4.30 上記3社について，新規供給者に係る課税の見直し調査を終了し，同社の綿糸に係る不当廉売関税を継続 ・ 12. 7.31 課税期間満了 |
| | ⑥大韓民国及び台湾 産ポリエステル短織 維 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 13. 2.28 帝人等5社，課税の求め ・ 13. 3.28 関税・外国為替等審議会特殊関税部に課税の求めに関する情況説明 ・ 13. 4.20 調査開始の相互通知，調査開始決定の新聞発表 ・ 13. 4.23 調査開始の告示（同日調査開始），直接の利害関係人への通知 ・ 13. 5. 8 関税・外国為替等審議会特殊関税部に，調査開始に至った事情を説明 ・ 13.10.30 台湾の一部供給者と申請者における対質の実施 ・ 13.11～12 本邦の生産者及び輸入者に対する現地調査の実施 ・ 14. 1 下 大韓民国の供給者に対する現地調査の実施 ・ 14. 4.19 調査期間の3か月延長 ・ 14. 5 中 追加的な証拠を提出した大韓民国の供給者に対する現地調査の実施 ・ 14. 6.14 利害関係者に対し最終決定前の基礎となる重要事実の開示 ・ 14. 7.19 関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日，大韓民国及び台湾の供給者に不当廉売関税を課することについて，関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ 14. 7.23 「ポリエステル短織維に対して課する不当廉売関税に関する政令」閣議決定 ・ 14. 7.26 政令公布・施行 ・ 18. 6.30 帝人ファイバー等3社，課税期間延長の求め ・ 18. 8.29 調査開始の相互通知 |

| | 事例 | 概要 |
|--|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 18. 8.31 ・ 18. 9.13 ・ 18.10.13 ・ 19. 3 中 ・ 19. 5.16 ・ 19. 6. 6 ・ 19. 6.19 ・ 19. 6.26 ・ 19. 6.29 ・ 19. 7. 1 ・ 24. 6.28 | <p>調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査開始に至った事情を説明 利害関係者へ質問状を送付 本邦の生産者5社に対する現地調査を実施 利害関係者に対し重要な事実の開示 重要事実に対する反論期限 関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、課税期間延長について、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 不当廉売関税を課する期間を平成24年6月28日まで延長することが決定された旨告示、政令公布 政令施行 課税期間満了</p> |
| <p style="text-align: center;">不 当 廉 売 関 税</p> | <p>⑦南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペイン産電解二酸化マンガン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 19. 1.31 ・ 19. 4.25 ・ 19. 4.27 ・ 19. 6.19 ・ 19.11～12 ・ 19.12 中 ・ 20. 4.25 ・ 20. 6. 6 ・ 20. 6. 9 ・ 20. 6.10 ・ 20. 6.13 ・ 20. 6.14 ・ 20. 7. 7 ・ 20. 8.22 ・ 20. 8.26 ・ 20. 8.29 ・ 20. 9. 1 ・ 24. 8.30 ・ 24.10.29 ・ 24.10.30 ・ 24.11. 8 ・ 25. 4 下 ・ 25. 5～6 ・ 25. 8.31 ・ 25.10.10 ・ 25.10.15 ・ 25.11.22 ・ 25.12.13 ・ 26. 2.21 ・ 26. 2.28 ・ 26. 3. 5 ・ 26. 3. 6 ・ 30. 3. 2 ・ 30. 3.19 ・ 30. 3.30 ・ 30. 4.16 ・ 30. 4.18 | <p>東ソー日向等2社、課税の求め 調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査開始に至った事情を説明 調査対象国の供給者4社に対する現地調査の実施 本邦の生産者2社に対する現地調査の実施 調査期間の6か月延長 オーストラリア、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンに暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 利害関係者に対し最終決定前の基礎となる重要な事実の開示 「電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」閣議決定 オーストラリア、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンに暫定的な不当廉売関税を課することが決定された旨告示、政令公布 政令施行 重要事実に対する反論期限 関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行 東ソー日向等2社、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税期間延長の求め 調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査開始について説明 本邦の生産者2社に対する現地調査の実施 調査対象国の供給者4社に対する現地調査の実施 オーストラリア産電解二酸化マンガンに係る課税期間満了 調査対象国の供給者1社から新たな証拠の提出がなされたことによる追加現地調査の実施 調査期間の5か月延長 利害関係者に対し最終決定前の基礎となる重要な事実の開示 重要事実に対する反論期限 関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税の課税期間を延長することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 不当廉売関税を課する期間を平成31年3月4日まで延長することが決定された旨告示、政令公布 政令施行 東ソー日向等2社、中華人民共和国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税期間延長の求め 不当廉売関税の課税期間延長の求めに対する補正の求め 東ソー日向等2社、不当廉売関税の課税期間の延長の求めの補正 調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表</p> |
| | <p>⑧インドネシア産カットシート紙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 24. 5.10 ・ 24. 6.27 ・ 24. 6.29 ・ 24. 7.30 | <p>日本製紙等8社、課税の求め 調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査開始について説明</p> |

| | 事例 | 概要 | |
|----------------------------|---|--|--|
| 不 当 廉 売 関 税 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 24.12～25.3 ・ 25. 1～2 ・ 25. 4.12 ・ 25. 5.10 ・ 25. 6.26 ・ 25. 8. 2 | <p>本邦の生産者5社及び輸入者1社に対する現地調査の実施 調査対象国の供給者4社及び関連者4社に対する現地調査の実施 利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示 重要事実に対する反論期限 不当廉売関税を課さないことを決定し、その旨告示及び報道発表 関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査結果を報告</p> | |
| | ⑨中華人民共和国産 トルエンジイソシア ナート | <ul style="list-style-type: none"> ・ 25.12.17 ・ 26. 2.12 ・ 26. 2.14 ・ 26. 2.21 ・ 26. 7.22 ・ 26.10～11 ・ 26.12. 4 ・ 26.12.12 ・ 26.12.19 ・ 26.12.24 ・ 26.12.25 ・ 27. 1.15 ・ 27. 2. 6 ・ 27. 2.12 ・ 27. 4. 7 ・ 27. 4.14 ・ 27. 4.17 ・ 27. 4.25 | <p>三井化学株式会社、課税の求め 調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査開始について説明 本邦の生産者1社に対する現地調査（製造工程に係るもの）の実施 本邦の生産者2社に対する現地調査の実施 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域除く。）産トルエンジイソシアナートに係る仮の決定 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域除く。）産トルエンジイソシアナートに暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」閣議決定 仮の決定に対する反論期限。同日、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域除く。）産トルエンジイソシアナートに暫定的な不当廉売関税を課することが決定された旨告示、政令公布 政令施行 利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示 重要事実に対する反論期限 調査期間の4か月延長 関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行</p> |
| | ⑩大韓民国及び中華 人民共和国産水酸化 カリウム | <ul style="list-style-type: none"> ・ 27. 4. 3 ・ 27. 5.22 ・ 27. 5.26 ・ 27.11～12 ・ 28. 1下 ・ 28. 3.25 ・ 28. 3.28 ・ 28. 4. 5 ・ 28. 4. 8 ・ 28. 4. 9 ・ 28. 4.15 ・ 28. 5.17 ・ 28. 5.24 ・ 28. 5.27 ・ 28. 6. 7 ・ 28. 6.27 ・ 28. 7. 8 ・ 28. 7.11 ・ 28. 8. 2 ・ 28. 8. 3 ・ 28. 8. 9 | <p>カリ電解工業会、課税の求め 調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 本邦の生産者2社に対する現地調査の実施 大韓民国の供給者1社に対する現地調査の実施 大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る仮の決定 大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」閣議決定 大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに暫定的な不当廉売関税を課することが決定された旨告示、政令公布 政令施行 仮の決定に対する反論期限 利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示 調査期間の3か月延長 大韓民国の輸出者から価格修正の約束の申出 重要事実に対する反論期限 不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会における持ち回り審議を開始 大韓民国の輸出者に約束は受諾困難である旨通知 不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会における持ち回り審議終了・答申 「水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行</p> |
| | ⑪中華人民共和国産 高重合度ポリエチレ ンテレフタレート | <ul style="list-style-type: none"> ・ 28. 9. 6 ・ 28. 9.28 ・ 28. 9.30 ・ 29. 3 中 ・ 29. 4 中 ・ 29. 8. 4 ・ 29. 8.23 | <p>三井化学株式会社等4社、課税の求め 調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 本邦生産者1社に対する現地調査の実施 中国の供給者3社に対する現地調査の実施 中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る仮の決定 中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> |

| | 事例 | 概要 |
|----------------------------|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 29.8.28 ・ 29.8.29 ・ 29.9.1 ・ 29.9.2 ・ 29.9.27 ・ 29.9.29 ・ 29.10.10 ・ 29.10.23 ・ 29.12.12 ・ 29.12.14 ・ 29.12.22 ・ 29.12.27 ・ 29.12.28 | <p>仮の決定に対する反論期限</p> <p>「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」閣議決定</p> <p>中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに暫定的な不当廉売関税を課することが決定された旨告示、政令公布</p> <p>政令施行</p> <p>調査期間の3か月延長、中国の輸出者1社から価格修正の約束の申出</p> <p>利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示</p> <p>中国の輸出者4社から価格修正の約束の申出</p> <p>重要事実に対する反論期限</p> <p>中国の輸出者5社に約束は受諾困難である旨通知</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定</p> <p>政令公布</p> <p>政令施行</p> |
| | <p>⑫大韓民国及び中華人民共和国産炭素鋼製突合せ溶接式継手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 29. 3. 6 ・ 29. 3.29 ・ 29. 3.31 ・ 29.10 上 ・ 29.10 中 ・ 29.12. 8 ・ 29.12.14 ・ 29.12.22 ・ 29.12.27 ・ 29.12.28 ・ 30. 1.30 ・ 30. 3. 1 ・ 30. 3.14 ・ 30. 3.23 ・ 30. 3.30 ・ 30. 3.31 | <p>株式会社ベンカン機工等3社、課税の求め</p> <p>調査開始の相互通知</p> <p>調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表</p> <p>本邦生産者1社に対する現地調査の実施</p> <p>大韓民国の供給者1社に対する現地調査の実施</p> <p>大韓民国及び中華人民共和国産炭素鋼製突合せ溶接式継手に係る仮の決定</p> <p>大韓民国及び中華人民共和国産炭素鋼製突合せ溶接式継手に暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>「炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」閣議決定</p> <p>大韓民国及び中華人民共和国産炭素鋼製突合せ溶接式継手に暫定的な不当廉売関税を課することが決定された旨告示、政令公布</p> <p>政令施行、仮の決定に対する反論期限</p> <p>利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示</p> <p>重要事実に対する反論期限</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>「炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定</p> <p>政令公布</p> <p>政令施行</p> |
| <p>緊 急 関 税</p> | <p>①ねぎ、生しいたけ及び畳表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12.11.24 ・ 12.12.22 ・ 12.12.28 ・ 13. 1.19 ・ 13. 1.23 ・ 13. 3.22 ・ 13. 3.23 ・ 13. 3.27 ・ 13. 4. 6 ・ 13. 4.10 ・ 13. 4.17 ・ 13. 4.20 ・ 13. 4.23 ・ 13. 4.27 ・ 13. 5.31 ・ 13. 6. 1 ・ 13. 6.22 ・ 13. 7. 3~4 ・ 13. 9. 4 ・ 13. 9.24~25 ・ 13.10. 8 ・ 13.10.17 | <p>農林水産大臣より、ねぎ、トマト、たまねぎ、ピーマン、生しいたけ及びいぐさ（畳表）の6品目について財務（大蔵）・経産（通産）両大臣に調査開始の要請</p> <p>ねぎ、生しいたけ及び畳表の3品目に対する調査開始の告示</p> <p>生産者に対する質問状発送</p> <p>輸入者、流通・小売業者、消費者等に対する質問状発送</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査開始に至った事情を説明</p> <p>証拠提出・証言の期限</p> <p>ねぎ等3品目の調査にかかる政府による実態調査の結果公表</p> <p>質問状回答結果等及び提出証拠の閲覧開始</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に暫定措置発動の基本的考え方につき諮問・答申（答申には賛否両論が併記され、これを踏まえて政府が適切に対処すべきとされた。）</p> <p>3大臣で、暫定措置の具体的内容を決定し、当該決定内容を閣議にて農水大臣が報告</p> <p>「ねぎ等に対して暫定的に緊急の関税を課する政令」閣議決定</p> <p>政令公布及び告示（ねぎ等に対して暫定的な緊急の関税を課する件）</p> <p>暫定措置についてのWTO通報</p> <p>政令施行</p> <p>証拠等の閲覧及び意見表明の期限</p> <p>ねぎ等3品目のセーフガード調査において表明された意見の概要公表</p> <p>ねぎ等3品目のセーフガード調査において表明された意見の閲覧開始（13.6.14まで）</p> <p>中国が日本からの自動車、携帯・車載電話、空調機に対し、現行の関税率に加え、100%の特別関税の徴収開始</p> <p>中国の輸入特別関税措置及びねぎ等3品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（局長級）（於北京）</p> <p>ねぎ等3品目のセーフガード調査において表明された意見に対する再意見の概要公表</p> <p>ねぎ等3品目セーフガード措置に関する日中官民協議（於北京）</p> <p>小泉総理と朱鎔基総理の会談（於北京）</p> <p>平沼経済産業大臣と石広生対外貿易経済合作部長との会談（於上海）</p> |

| | 事例 | 概要 |
|------------------|---------------------------|--|
| 緊 急 関 税 | ・ 13.10.21 | 小泉総理と江沢民国家主席との会談（於上海） |
| | ・ 13.10.25 | セーフガード関係閣僚会合（3大臣のほか、官房長官、外務大臣が出席） |
| | ・ 13.10.31 | 政府調査における主要指標の概要の公表 |
| | ・ 13.11. 1 | 中国の輸入特別関税措置及びねぎ等3品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（局長級）（於北京） |
| | ・ 13.11. 7～8 | ねぎ等3品目セーフガード措置に関する日中官民協議（於北京） |
| | ・ 13.11. 8 | 暫定措置の期限 |
| | ・ 13.11.12 | 平沼経済産業大臣、武部農林水産大臣と石広生対外貿易経済合作部長との会談（於ドーハ） |
| | ・ 13.11.21 | ねぎ等3品目の輸入動向のモニター結果の公表（以後、毎週公表） |
| | ・ 13.11.22 | 中国の輸入特別関税措置及びねぎ等3品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（局長級）（於北京） |
| | ・ 13.11.30 | 中国の輸入特別関税措置及びねぎ等3品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（課長級）（於北京） |
| | ・ 13.12. 7～8 | 中国の輸入特別関税措置及びねぎ等3品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（局長級）（於北京） |
| | ・ 13.12.11 | 平沼経済産業大臣、武部農林水産大臣と石広生対外貿易経済合作部長との会談（於北京） |
| | ・ 13.12.19 | 中国の輸入特別関税措置及びねぎ等3品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（次官級）（於東京） |
| | ・ 13.12.21 | 平沼経済産業大臣、武部農林水産大臣と石広生対外貿易経済合作部長との間で、ねぎ等3品目の秩序ある貿易の促進について合意、調査の終了（確定措置発動せず） |
| | ・ 13.12.25 | 確定措置を発動しない旨の告示 関税・外国為替等審議会特殊関税部会開催 |
| | ・ 13.12.26 | 中国が輸入特別関税措置を27日から停止する旨の公告 |
| | ・ 14. 2. 7～8 | 第1回日中農産物貿易協議会（ねぎ等3品目） |
| | ・ 14. 3.28 | 第2回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） |
| | ・ 14. 5.22・24 | 第3回日中農産物貿易協議会（ねぎ等3品目） |
| | ・ 14. 9.20 | 第4回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） |
| | ・ 14.11.12 | 第5回日中農産物貿易協議会（畳表） |
| | ・ 15. 1.14 | 第6回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） |
| | ・ 15. 4.15 | 第7回日中農産物貿易協議会（畳表） |
| | ・ 15. 9.17 | 第8回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） |
| | ・ 15.11.11 | 第9回日中農産物貿易協議会（畳表） |
| | ・ 16. 3.29 | 第10回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） |
| | ・ 16. 6.24 | 第11回日中農産物貿易協議会（畳表） |
| | ・ 16. 9.14 | 第12回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） |
| | ・ 17. 4.26 | 第13回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） |
| | ・ 17. 5.13 | 第14回日中農産物貿易協議会（畳表） |
| | ・ 17. 8.18 | 第15回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） |
| | ・ 17.11. 9 | 第16回日中農産物貿易協議会（畳表） |
| | ・ 18. 4.14 | 第17回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） |
| | ・ 18. 7.11 | 第18回日中農産物貿易協議会（畳表） |
| | ・ 19. 1.30 | 第19回日中農産物貿易協議会（畳表） |
| | ・ 19. 6.21 | 第20回日中農産物貿易協議会（畳表） |
| | ・ 19.11. 9 | 第21回日中農産物貿易協議会（畳表） |
| ・ 20. 6.27 | 第22回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） | |
| ・ 20. 9.17 | 第23回日中農産物貿易協議会（畳表） | |
| ・ 21. 7. 2 | 第24回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） | |
| ・ 21. 9.15 | 第25回日中農産物貿易協議会（畳表） | |
| ・ 22. 5.24 | 第26回日中農産物貿易協議会（畳表） | |
| ・ 22. 6.24 | 第27回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） | |
| ・ 24. 4.11 | 第28回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） | |
| ・ 24. 5.17 | 第29回日中農産物貿易協議会（畳表） | |
| ・ 25. 5.23 | 第30回日中農産物貿易協議会（畳表） | |
| ・ 26. 4.18 | 第31回日中農産物貿易協議会（畳表） | |
| ・ 26.10.28 | 第32回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） | |
| ・ 27. 5.21 | 第33回日中農産物貿易協議会（畳表） | |
| ・ 28. 3. 9 | 第34回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） | |
| ・ 28. 9.13 | 第35回日中農産物貿易協議会（畳表） | |
| ・ 29. 6. 8 | 第36回日中農産物貿易協議会（畳表） | |
| | ②鉄鋼製品 | <p>・ 14. 3. 5 米国のセーフガード措置の決定を発表</p> <p>・ 14. 3.14 措置決定を受けての二国間協議</p> <p>・ 14. 3.20 米国の鉄鋼14品目に対しセーフガード措置を発動 パネルの前提条件となる二国間協議を要請</p> |

| | 事例 | 概要 |
|------------------|--|---|
| 緊 急 関 税 | ・ 14. 4.11～12 | パネルの前提条件となる日米等の協議 |
| | ・ 14. 5.14 | EUが対抗措置をWTOに通報 |
| | ・ 14. 5.16 | 米国による鉄鋼セーフガード措置に対する対応について、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 |
| | ・ 14. 5.17 | 我が国が対抗措置をWTOに通報 |
| | ・ 14. 5.21 | パネルの設置を要請 |
| | ・ 14. 6.13 | EUが対抗措置に関する規則を閣僚理事会で採択 |
| | ・ 14. 6.14 | 「アメリカ合衆国から輸入される鉄鋼及び鉄鋼製品に係る関税の譲許の適用の停止等に関する政令」閣議決定 パネル設置 |
| | ・ 14. 6.17 | 政令公布 |
| | ・ 14. 6.18 | 政令施行（米国産品に対する譲許を停止，税率は従来と同一） EUが米国に対する譲許を停止（税率は従来と同一） |
| | ・ 14. 7. 3 | 米国がセーフガード措置の適用除外品目の決定期限を8月31日まで延期する旨公表 |
| | ・ 14. 7.19 | EUが対抗措置に関する意思決定の期限を9月30日まで延期する旨公表 |
| | ・ 14. 8.30 | 米国が適用除外品目を正式公表 総理及び関係大臣の了解を得て，平沼経済産業大臣が「米国の建設的な対応を勘案し，WTO紛争解決手続の結論が出るまでの間，関税を引上げない」旨の談話を発表 |
| | ・ 14. 9.30 | EUが対抗措置を直ちに発動しないことを決定 |
| | ・ 15. 3.21 | 米国が年次見直しに係る適用除外を発表 |
| | ・ 15. 3.26 | パネル中間報告の当時国配付 |
| | ・ 15. 5. 2 | パネル最終報告の当時国配付 |
| | ・ 15. 7.11 | パネル最終報告の加盟国配付 |
| | ・ 15. 8.11 | 米国が上級委員会へ上訴 |
| | ・ 15. 9.19 | 米国ITCによる中間見直し |
| | ・ 15.11.10 | 上級委員会報告書の加盟国配付 |
| ・ 15.11.26 | 我が国が対抗措置をWTOに修正通報 | |
| ・ 15.12. 5 | 米国がセーフガード措置を撤回 EUが対抗措置を発動しないことを決定 | |
| ・ 15.12.10 | 上級委員会報告の採択。同日，米国による鉄鋼セーフガード措置に対する対抗措置の撤回について，関税・外国為替等審議会に諮問・答申 | |
| ・ 15.12.12 | 「アメリカ合衆国から輸入される鉄鋼及び鉄鋼製品に係る関税の譲許の適用の停止等に関する政令を廃止する政令」閣議決定 | |
| ・ 15.12.17 | 政令公布・施行 | |

(参考) 我が国の特惠関税制度の概要

1. 意義及び経緯

開発途上国からの輸入を促進するため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業品につき通常の関税率より低い特惠税率を適用する制度。LDC（後発開発途上国）の産品に対しては、特惠税率を一律無税とする等、一層の優遇が行われている（LDC特惠措置）。

我が国では昭和46年に導入されて以来、10年ずつ4回延長され、平成23年度改正により適用期限は平成32年度末までとされている。

2. 特惠受益国及び地域

133か国及び5地域（別表1）

3. 農水産品・鉱工業品別の一般特惠措置の内容

| | 農水産品（HS1～24類） | 鉱工業品（HS25～97類） |
|--------|--|---|
| 特惠対象品目 | 有税品目約1,931品目中413品目 | 有税品目約4,244品目中、毛皮、合板、繊維製品等及びLDC特惠対象品目を除く3,200品目 |
| 特惠税率 | 個々の品目ごとに通常の関税率より引下げ | ① 原則として無税 ② ただし、関税暫定措置法別表第3の品目（997品目）は一般税率の20%、40%、60%、80% |
| 特惠停止方法 | エスケープ・クローズ方式 〔 ・国内産業に損害を与える等の場合に、政令で特惠適用を停止 ・発動の実績なし 〕 | エスケープ・クローズ方式（同左） |

（注1）産品の国際競争力等を勘案した国別・品目別特惠適用除外措置あり。（別表2）

（注2）品目数は、平成30年4月1日時点の輸入統計品目番号に基づき計上。以下同じ。

4. LDC（後発開発途上国）に対する特別特惠措置（LDC特惠措置）

(1) LDC特惠受益国

LDC47ヶ国。平成20年度よりカーボヴェルデ、平成23年度よりモルディブ、平成26年度よりサモアが対象国から除外された。

(2) LDC特惠措置の内容

上記3.の特惠対象品目全てに加え、LDC特惠対象品目（2,358品目（農水産品1,361品目、鉱工業品997品目））について、無税・無枠。

5. 輸入手続及び原産地認定基準等

(1) 特惠適用物品の輸入手続

特惠関税を適用して輸入する物品についても、一般の輸入貨物とほぼ同様の手続により通関を行

（注）平成12年度より、世界銀行統計の「高所得国」に3年連続該当した国・地域については、特惠関税を適用しないこととしている（特惠卒業）。平成12年度より韓国・台湾・香港・シンガポール等19の国・地域、平成15年度よりスロベニア、平成18年度よりバーレーン、平成19年度より仏領ポリネシア地域、平成21年度よりサウジアラビア、平成23年度よりオマーン等3か国、平成24年度より英領アンギラ地域等7地域、平成25年度よりクロアチア、平成28年度よりクック、平成29年度よりチリ等3ヶ国、平成30年度よりセーシェル、アンティグア・バーブーダについて、それぞれ特惠関税を適用しないこととした。

うことになっている。すなわち、特惠適用物品の輸入者は、その品名、数量、価格等を税関長に申告し、必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

特惠適用輸入の場合、更に、原産地認定基準を満たしていることを証明するため、輸入申告等の際し、輸入貨物の原産地の税関又はこれに準ずる機関が発給した「一般特惠制度原産地証明書（様式A）」を税関に提出しなければならない（税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品、課税価格の総額が20万円以下の物品又はこれらに該当しない物品で特例申告の対象となる物品については、これらの書類の提出は不要である。ただし、当該特例申告の対象となる物品であっても、同書類の発給を受けていることは必要となる）。

(2) 原産地認定基準

特惠関税は、特惠受益国又は地域を原産地とする物品のみを対象として適用される。このため、特惠関税の適用を受けようとする物品が特惠受益国又は地域の原産品であるかどうかを認定するための特惠原産地認定基準が定められている。

① 一般基準

次に掲げる物品は、その生産を行った国又は地域が原産地となる。

イ 一の特恵受益国又は地域において完全に生産された物品（完全生産品）

ロ 一の特恵受益国又は地域において、他の国の原産品をその原材料の全部又は一部として、これに実質的な変更（HS 4桁の分類の変更等）を加える加工又は製造により生産された物品（実質加工品）

② 自国関与基準

一の特恵受益国又は地域において、我が国から輸出された物品を原材料の全部又は一部として生産された物品のうち、我が国から輸出された物品をその特惠受益国又は地域の完全生産品とみなした場合に、上記①の基準を満たすこととなる物品は、その特惠受益国又は地域の原産品として取り扱われる。

ただし、毛皮製品等特定の産品については、この基準の適用対象から除外されている。

③ 累積原産地制度

インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ及びベトナムの5か国（以下「東南アジア諸国」という。）のうちの二以上の国を通じて生産が行われて、本邦へ輸出される物品については、東南アジア諸国を一の国とみなして上記①及び②の原産地認定基準が適用される。この結果、一の東南アジア諸国の完全生産品及び本邦からの自国関与物品は東南アジア諸国の完全生産品とみなされるとともに、一の東南アジア諸国で行われた加工・製造は、東南アジア諸国において行われたものとみなされることとなる。

より具体的には、実質加工品の認定上、製品に占める原産品（当該国を原産国とする原材料）については次のような効果が生じることになる。

イ 「原産品割合」の算定においては、次に掲げる物品が東南アジア諸国産品として扱われる。

(i) 東南アジア諸国産品のみから成る原材料のすべて

(ii) 本邦から東南アジア諸国のうちの一の国

に輸出された物品のみから成る原材料のすべて

(iii) 前記(i)及び(ii)に掲げる物品のみから成る原材料のすべて

ロ 加工・製造の工程については、生産に関わった東南アジア諸国全体として一定の加工・製造の要件を充足すれば、原産品としての資格が付与される。

以上の結果、その原産地が東南アジア諸国とされる物品については、当該物品を本邦へ輸出する国を当該物品の原産地とする。

(3) 運送要件

(2)の基準により認定された特惠受益国原産品が特惠関税の適用を受けるためには、更に、次に掲げる運送要件のいずれかを満たす必要がある。

① 原産地である特惠受益国等からその他の国又は地域（以下「非原産国」という。）を経由しないで日本へ向けて直接に運送されること（直接運送）。

② 原産地である特惠受益国等から非原産国を経由して日本へ輸入されるが、その経路が運送上の理由から非原産国において単に積替え又は一時蔵置がされたにすぎないこと。

③ 原産地である特惠受益国等から非原産国において一時蔵置するため又は博覧会、展示会その他これらに類するもの（以下「博覧会等」という。）に出品するため輸出され、その後、当初における特惠受益国等の輸出者により、その非原産国から①又は②に準ずる運送方法で日本向けに輸出されること。

なお、②又は③に規定する積替え、一時蔵置又は博覧会等への出品は、その非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において同国の税関の監督下で行われなければならない。また、上記②又は③に該当していることを証明するため、輸入申告等の際し、イ. 当該物品の原産地である特惠受益国等から本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、ロ. 積替え、一時蔵置又は博覧会等への出品がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書、又はハ. これらの書類以外の書類で税関長が適当と認めるもの、のいずれかを提出しなければならない（課税価格の総額が20万円以下の物品又は特例申告の対象となる物品については、これらの書類の提出は不要である。）。

(別表1) 特恵受益国及び地域一覧表 (30年度)

| 番号 | 国 又は 地域名 | 番号 | 国 又は 地域名 | 番号 | 国 又は 地域名 |
|----|-------------------|-----|---------------------------|-----|------------------|
| 1 | アゼルバイジャン | 51 | シリア | 101 | 米領サモア地域 |
| 2 | <u>アフガニスタン</u> | 52 | ジンバブエ | 102 | ベトナム |
| 3 | アルジェリア | 53 | <u>スーダン</u> | 103 | <u>ベナン</u> |
| 4 | アルゼンチン | 54 | スリナム | 104 | ベネズエラ |
| 5 | アルバニア | 55 | スリランカ | 105 | ベラルーシ |
| 6 | アルメニア | 56 | スワジランド | 106 | ベリーズ |
| 7 | アンゴラ | 57 | <u>赤道ギニア</u> | 107 | ベルー |
| 8 | <u>イエメン</u> | 58 | セネガル | 108 | ボスニア・ヘルツェゴビナ |
| 9 | イラク | 59 | セルビア | 109 | ボツワナ |
| 10 | イラン | 60 | セントビンセント | 110 | ボリビア |
| 11 | インド | 61 | セントヘレナ及びその附属諸島地域 | 111 | ホンジュラス |
| 12 | インドネシア | 62 | セントルシア | 112 | マーシャル |
| 13 | <u>ウガンダ</u> | 63 | <u>ソマリア</u> | 113 | マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 |
| 14 | ウクライナ | 64 | <u>ソロモン</u> | 114 | <u>マダガスカル</u> |
| 15 | ウズベキスタン | 65 | タイ | 115 | <u>マラウイ</u> |
| 16 | エクアドル | 66 | タジキスタン | 116 | <u>マリ</u> |
| 17 | エジプト | 67 | <u>タンザニア</u> | 117 | マレーシア |
| 18 | エチオピア | 68 | チャド | 118 | ミクロネシア |
| 19 | <u>エリトリア</u> | 69 | <u>中央アフリカ</u> | 119 | 南アフリカ共和国 |
| 20 | エルサルバドル | 70 | 中華人民共和国 (香港地域及びマカオ地域を除く。) | 120 | <u>ミャンマー</u> |
| 21 | ガーナ | 71 | チュニジア | 121 | メキシコ |
| 22 | カーボヴェルデ | 72 | <u>ツバル</u> | 122 | モリシャス |
| 23 | ガイアナ | 73 | トーゴ | 123 | <u>モリタニア</u> |
| 24 | カザフスタン | 74 | トケラウ諸島地域 | 124 | <u>モザンビーク</u> |
| 25 | ガボン | 75 | ドミニカ | 125 | モルディブ |
| 26 | カメルーン | 76 | ドミニカ共和国 | 126 | モルドバ |
| 27 | <u>ガンビア</u> | 77 | トルクメニスタン | 127 | モロッコ |
| 28 | <u>カンボジア</u> | 78 | トルコ | 128 | モンゴル |
| 29 | <u>ギニア</u> | 79 | トンガ | 129 | モンテネグロ |
| 30 | <u>ギニアビサウ</u> | 80 | ナイジェリア | 130 | モントセラト地域 |
| 31 | キューバ | 81 | ナミビア | 131 | ヨルダン |
| 32 | <u>キリバス</u> | 82 | ニウエ | 132 | ヨルダン川西岸及びガザ地域 |
| 33 | キルギス | 83 | ニカラグア | 133 | <u>ラオス</u> |
| 34 | グアテマラ | 84 | <u>ニジェール</u> | 134 | リビア |
| 35 | グレナダ | 85 | ネパール | 135 | <u>リベリア</u> |
| 36 | ケニア | 86 | <u>ハイチ</u> | 136 | <u>ルワンダ</u> |
| 37 | コートジボワール | 87 | パキスタン | 137 | <u>レソト</u> |
| 38 | コスタリカ | 88 | パナマ | 138 | レバノン |
| 39 | コソボ | 89 | <u>バヌアツ</u> | | |
| 40 | <u>コモロ</u> | 90 | パプアニューギニア | | |
| 41 | コロンビア | 91 | パラオ | | |
| 42 | コンゴ共和国 | 92 | バラグアイ | | |
| 43 | <u>コンゴ民主共和国</u> | 93 | <u>バングラデシュ</u> | | |
| 44 | サモア | 94 | <u>東ティモール</u> | | |
| 45 | <u>サントメ・プリンシペ</u> | 95 | フィジー | | |
| 46 | ザンビア | 96 | フィリピン | | |
| 47 | <u>シエラレオネ</u> | 97 | <u>ブータン</u> | | |
| 48 | <u>ジブチ</u> | 98 | ブラジル | | |
| 49 | ジャマイカ | 99 | <u>ブルキナファソ</u> | | |
| 50 | ジョージア | 100 | <u>ブルンジ</u> | | |

*アンダーラインは、「特別特恵 (LDC特恵) 受益国」であることを示す。

(別表2) 製品の競争力に基づく国別・品目別特惠適用除外措置の対象品目

(1) 農水産品(第1~24類)

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで特惠適用が除外される品目

| 関税率表番号等 | 主 な 品 名 | 原産地 |
|-------------------|--|--------|
| 0604.20 | 植物の葉、枝その他の部分(花及び花芽のいずれも有しないものに限る。)、草、こけ及び地衣(生鮮のもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。) | 中国 |
| 1007.90ex | グリーンソルガム(播種用以外のもの、飼料用以外のもの) | アルゼンチン |
| 1211.90-2(2) | 除虫菊及びその部分(冷蔵し又は冷凍したもの) | 中国 |
| 1404.90-4ex | 植物性生産品(他の項に該当するものを除く。)(その他のものうち、かしわの葉及びさるとりいばらの葉を除く。) | 中国 |
| 1505.00-1 | ウールグリース(粗のものに限る。) | 中国 |
| 2001.90-1(4) | 食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜、果実、ナット、その他植物の食用の部分(砂糖を加えたもの) | 中国 |
| 2001.90-2(5)ex | 食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜、果実、ナット、その他植物の食用の部分(砂糖を加えてないもの)(しょうがを除く。) | 中国 |
| 2309.10-2(2)-B(b) | 犬用又は猫用の飼料(小売用にしたもの)(乳糖の含有量が全重量の10%未満のもの)(その他のものうち、気密容器入りのもの(容器ともの1個の重量が10kg以下のものに限る。))等を除く。) | 中国 |

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで特惠適用が除外される品目

| 関税率表番号等 | 主 な 品 名 | 原産地 |
|------------------|---|-----|
| 0706.90ex | ごぼう(生鮮のもの及び冷蔵したもの) | 中国 |
| 0709.59ex | まつたけ(生鮮のもの及び冷蔵したもの) | 中国 |
| 0712.90-2ex | たけのこ(全形のもの及び切り、碎き又は粉状にしたもの)(乾燥したもの) | 中国 |
| 0910.11-2(2)-Bex | しょうが(塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。)(破砕及び粉砕のいずれもしてないもの)(小売用の容器入りにしたものを除く。)(生鮮のもの) | 中国 |
| 0910.11-2(2)-Bex | しょうが(塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。)(破砕及び粉砕のいずれもしてないもの)(小売用の容器入りにしたものを除く。)(乾燥した全形のもの及び生鮮のものを除く。) | 中国 |
| 1212.99-2ex | 主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(その他のものうち、あんず、桃(ネクタリンを含む。))又はプラムの核及び仁以外のもの) | 中国 |
| 1604.15 | さば(調製し又は保存に適する処理をしたもの)(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。) | 中国 |
| 1604.17 | うなぎ(調製し又は保存に適する処理をしたもの)(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。) | 中国 |
| 1604.18 | ふかひれ(調製し又は保存に適する処理をしたもの)(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。) | 中国 |
| 1604.19ex | その他の魚(調製し又は保存に適する処理をしたもの)(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。) | 中国 |
| 1604.32ex | イクラ以外のキャビアの代用物 | 中国 |
| 1605.10-2ex | かに(調製し又は保存に適する処理をしたもの)(くん製してない気密容器入りのものを除く。)(米を含まないもの) | 中国 |
| 1605.55-2ex | たこ(調製し又は保存に適する処理をしたもので、くん製したもの以外のもの)(気密容器入りでないもの) | 中国 |

(1) 農水産品 (第1～24類) (つづき)

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで特惠適用が除外される品目

| | | |
|---------------------|--|----|
| 1605.56-2ex | クラム、コックル及びアークシエル (調製し又は保存に適する処理をしたもので、くん製したもの以外のもの) (気密容器入りでないもの) | 中国 |
| 1605.59-1(2) | 帆立貝 (いたやがい科のもの。ベクテン属、クラミユス属又はプラコベクテン属のもの及びいたや貝を除く。) (調製し又は保存に適する処理をしたもので、くん製したもの以外のもの) | 中国 |
| 2001.90-2(5)ex | 食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたしょうが (砂糖を加えてないもの) | 中国 |
| 2206.00-2(2)-B(b)ex | その他の発酵酒 (アルコール分が1%以上のもの) (清酒及び濁酒、発酵酒 (清酒を除く。)) と第20.09項又は第22.02項の物品との混合物、麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの等を除く) (その他のもの) | 中国 |

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで特惠適用が除外される品目

| 関税率表番号等 | 主 な 品 名 | 原産地 |
|----------------------|--|-----|
| 0511.91-2 | 魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第3類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの (魚のくず、ふ化用の魚卵等以外のもの) | 中国 |
| 2005.99-2(4)-A-(b)ex | 調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜 (冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。) (砂糖を加えてないもの) (気密容器入りのもの (容器とも1個の重量が10kg以下のもの)) (にんにくの粉を除く。) | 中国 |

(2) 鉱工業産品（第25～97類）

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで特惠適用が除外される品目

| 関税率表の項番号 (HS4桁) | 主 な 品 名 | 国名 |
|--------------------|---|----|
| 29.19 | りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | 中国 |
| 29.25 | カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物 | 中国 |
| 44.14 | 木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁 | 中国 |
| 44.15 | 木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠 | 中国 |
| 53.09 | 亜麻織物 | 中国 |
| 61.16 | 手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） | 中国 |
| 96.16 | 香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド | 中国 |

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで特惠適用が除外される品目

| 関税率表の項番号 (HS4桁) | 主 な 品 名 | 原産地 |
|--------------------|--|-----|
| 27.01 | 石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの | 中国 |
| 27.04 | コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン | 中国 |
| 28.09 | 五酸化二りん、りん酸及びポリりん酸（ポリりん酸については、化学的に単一であるかないかを問わない。） | 中国 |
| 28.25 | ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物 | 中国 |
| 28.27 | 塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物 | 中国 |
| 28.34 | 亜硝酸塩及び硝酸塩 | 中国 |
| 28.35 | ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）、ホスホン酸塩（亜りん酸塩）、りん酸塩及びポリりん酸塩（ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問わない。） | 中国 |
| 28.39 | けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品 | 中国 |
| 28.49 | 炭化物（化学的に単一であるかないかを問わない。） | 中国 |
| 29.23 | 第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリビド（レシチンその他のホスホアミノリビドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。） | 中国 |
| 29.38 | グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 | 中国 |
| 35.05 | デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤 | タイ |
| 36.04 | 花火、信号せん光筒、レインロケット、霧中信号用品その他の火工品 | 中国 |
| 38.01 | 人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。） | 中国 |
| 38.02 | 活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。） | 中国 |
| 38.06 | ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム | 中国 |
| 38.14 | 有機の配合溶剤及び配合シンナー（他の項に該当するものを除く。）並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤 | 中国 |
| 38.16 | 耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（第38.01項の物品を除く。） | 中国 |
| 39.23 | プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品 | 中国 |
| 39.24 | プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品 | 中国 |
| 39.26 | その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品 | 中国 |
| 40.10 | コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加硫したゴム製のものに限る。） | 中国 |
| 44.12 | 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 | 中国 |
| 44.19 | 木製の食卓用品及び台所用品 | 中国 |
| 44.20 | 寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第94類に属しない木製の家具 | 中国 |

(2) 鉱工業産品 (第25～97類) (つづき)

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで特惠適用が除外される品目

| | | |
|-------|---|----|
| 44.21 | その他の木製品 | 中国 |
| 46.01 | さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。） | 中国 |
| 46.02 | かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したものと及び第46.01項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品 | 中国 |
| 51.07 | 梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。） | 中国 |
| 53.06 | 亜麻糸 | 中国 |
| 56.07 | ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。） | 中国 |
| 56.09 | 糸、第54.04項若しくは第54.05項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品（他の項に該当するものを除く。） | 中国 |
| 57.02 | じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。） | 中国 |
| 57.03 | じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。） | 中国 |
| 57.05 | じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（製品にしたものであるかないかを問わないものとし、この類の他の項に該当するものを除く。） | 中国 |
| 58.06 | 細幅織物（第58.07項の物品を除く。）及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック） | 中国 |
| 59.03 | 紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第59.02項のものを除く。） | 中国 |
| 62.13 | ハンカチ | 中国 |
| 62.15 | ネクタイ | 中国 |
| 62.16 | 手袋、ミトン及びミット | 中国 |
| 62.17 | その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第62.12項のものを除く。） | 中国 |
| 63.01 | 毛布及びひざ掛け | 中国 |
| 63.02 | ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン | 中国 |
| 63.03 | カーテン（ドレープを含む。）、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス | 中国 |
| 63.04 | その他の室内用品（第94.04項のものを除く。） | 中国 |
| 63.05 | 包装に使用する種類の袋 | 中国 |
| 63.06 | ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品 | 中国 |
| 63.07 | その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。） | 中国 |
| 65.05 | 帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに限るものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏貼りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。） | 中国 |
| 65.06 | その他の帽子（裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。） | 中国 |
| 66.01 | 傘（つえ兼用傘、ビーチパラソルその他これらに類するものを含む。） | 中国 |
| 67.02 | 人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品 | 中国 |
| 69.02 | 耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用陶磁製耐火製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。） | 中国 |
| 69.07 | 陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル、陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（裏張りしてあるかないかを問わない。）並びに仕上げ用の陶磁製品 | 中国 |
| 69.11 | 磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品 | 中国 |
| 69.12 | 陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品（磁器製のものを除く。） | 中国 |
| 74.06 | 銅の粉及びフレーク | 中国 |
| 74.11 | 銅製の管 | 中国 |
| 76.07 | アルミニウムのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が0.2ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。） | 中国 |
| 76.10 | 構造物及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。例えば、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、手すり及び柱。第94.06項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、型材、管その他これらに類する物品 | 中国 |
| 79.07 | その他の亜鉛製品 | 中国 |

(2) 鉱工業産品（第25～97類）（つづき）

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで特惠適用が除外される品目

| | | |
|-------|---|----|
| 81.04 | マグネシウム及びその製品（くずを含む。） | 中国 |
| 81.11 | マンガン及びその製品（くずを含む。） | 中国 |
| 82.11 | 刃を付けたナイフ（剪定ナイフを含み、のこ歯状の刃を有するか有しないかを問わないものとし、第82.08項のナイフを除く。）及びその刃 | 中国 |
| 82.13 | はさみ、テラースシャーその他これらに類するはさみ及びこれらの刃 | 中国 |
| 83.01 | 卑金属製の錠（かぎを使用するもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。）並びに卑金属製の留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの並びにこれらの卑金属製のかぎ | 中国 |
| 83.02 | 卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品（家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。）、取付具付きキャスター及びドアクローザー | 中国 |
| 83.04 | 卑金属製の書類整理箱、インデックスカード箱、書類入れ、ペン皿、スタンプ台その他これらに類する事務用具及び机上用品（第94.03項の事務所用の家具を除く。） | 中国 |
| 83.06 | 卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。）、小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレーム及び錠 | 中国 |
| 85.45 | 炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの（電気的用途に供する種類のものに限るものとし、金属を取り付けてあるかないかを問わない。） | 中国 |
| 90.03 | 眼鏡のフレーム及びその部分品 | 中国 |
| 94.04 | 寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート | 中国 |
| 95.05 | 祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品（奇術用具を含む。） | 中国 |
| 95.07 | 釣りざお、釣針その他の魚釣用具及びたも網、捕虫網その他これらに類する網並びにおとり具（第92.08項又は第97.05項のものを除く。）その他これに類する狩猟用具 | 中国 |
| 96.03 | ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。） | 中国 |
| 96.08 | ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第96.09項の物品を除く。） | 中国 |
| 96.15 | くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第85.16項の物品を除く。）及びこれらの部分品 | 中国 |
| 96.17 | 魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。） | 中国 |

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで特惠適用が除外される品目

| 関税率表の項番号 (HS 4桁) | 主な品名 | 原産地 |
|---------------------|--|-----|
| 28.19 | クロムの酸化物及び水酸化物 | 中国 |
| 28.23 | チタンの酸化物 | 中国 |
| 28.26 | ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミン酸塩その他のふつ素錯塩 | 中国 |
| 29.20 | 非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 | 中国 |
| 40.09 | 管及びホース（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、継手（例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）を取り付けてあるかないかを問わない。） | 中国 |
| 51.06 | 紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。） | 中国 |
| 58.02 | テリタオル地その他のテリー織物（第58.06項の細幅織物類を除く。）及びタフテッド織物類（第57.03項の物品を除く。） | 中国 |
| 65.04 | 帽子（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。） | 中国 |
| 69.13 | 陶磁製の小像その他の装飾品 | 中国 |
| 70.07 | 安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。） | 中国 |
| 82.15 | スプーン、フォーク、ひしゃく、しゃくし、ケーキサーバー、フィッシュナイフ、バターナイフ、砂糖挟みその他これらに類する台所用具及び食卓用具 | 中国 |
| 90.04 | 視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡 | 中国 |
| 94.05 | ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。） | 中国 |

(参考1) 特恵対象物品輸入額及び特恵適用輸入額の推移

(単位：百万円)

| 区 分 | | 年 度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 構成比 (%) |
|---------------------|-----------------|-----------------|------------|------------|------------|------------|
| | | | | | | |
| 全 世 界 からの 総 輸 入 額 | | | 75,220,368 | 67,525,296 | 76,773,443 | 100.0 |
| 特 恵 受 益 国 からの 輸 入 額 | 計 | 総 輸 入 額 | 34,966,414 | 31,272,413 | 34,326,796 | 44.7 |
| | | (A) 特 恵 対 象 物 品 | 5,000,008 | 4,614,834 | 4,870,016 | 6.3 |
| | | (B) 特 恵 適 用 額 | 1,410,934 | 1,262,608 | 1,397,999 | 1.8 |
| | | (内 LDC) | 338,024 | 332,417 | 362,129 | |
| | 適 用 率 (B)/(A) | 28.2% | 27.4% | 28.7% | | |
| | 農 水 産 品 | 総 輸 入 額 | 3,398,685 | 3,030,075 | 3,095,966 | 4.0 |
| | | (C) 特 恵 対 象 物 品 | 673,552 | 620,143 | 664,167 | 0.9 |
| | | (D) 特 恵 適 用 額 | 135,519 | 111,050 | 130,097 | 0.2 |
| | | (内 LDC) | 27,394 | 24,522 | 29,070 | |
| | 適 用 率 (D)/(C) | 20.1% | 17.9% | 19.6% | | |
| 鉱 工 業 品 | 総 輸 入 額 | 31,567,729 | 28,242,338 | 31,230,830 | 40.7 | |
| | (E) 特 恵 対 象 物 品 | 4,326,456 | 3,994,691 | 4,205,849 | 5.5 | |
| | (F) 特 恵 適 用 額 | 1,275,415 | 1,151,558 | 1,267,902 | 1.7 | |
| | (内 LDC) | 310,630 | 307,895 | 333,060 | | |
| 適 用 率 (F)/(E) | 29.5% | 28.8% | 30.1% | | | |

(注1) 確定値による(平成29年度中、30年1月～3月は確報値)。

(注2) (内 LDC)は、LDC特恵受益国からの一般特恵適用額とLDC特恵適用額の合計値。

(注3) (A)、(C)及び(E)の輸入額は、一般特恵受益国(LDC特恵受益国を含む。)からの一般特恵対象物品の輸入額とLDC特恵受益国からのLDC特恵対象物品の輸入額の合計値。

(参考2) 我が国の国・地域別特惠適用輸入実績の推移 (上位20位まで)

(単位: 百万円)

| 順位 | 27年度 | | | 28年度 | | | 29年度 | | |
|----|----------|-------------|------------|----------|-------------|------------|----------|-------------|------------|
| | 国・地域名 | 特 惠 輸入実績 | 構成比 (%) | 国・地域名 | 特 惠 輸入実績 | 構成比 (%) | 国・地域名 | 特 惠 輸入実績 | 構成比 (%) |
| | 総 額 | 1,410,934 | | 総 額 | 1,262,608 | | 総 額 | 1,397,999 | |
| 1 | 中華人民共和国 | 935,976 | 66.3 | 中華人民共和国 | 823,432 | 65.2 | 中華人民共和国 | 920,046 | 65.8 |
| 2 | バングラデシュ | 117,027 | 8.3 | バングラデシュ | 114,519 | 9.1 | バングラデシュ | 115,084 | 8.2 |
| 3 | カンボジア | 94,257 | 6.7 | カンボジア | 101,747 | 8.1 | カンボジア | 113,390 | 8.1 |
| 4 | ミャンマー | 91,239 | 6.5 | ミャンマー | 86,506 | 6.9 | ミャンマー | 98,389 | 7.0 |
| 5 | ブラジル | 27,287 | 1.9 | ブラジル | 19,947 | 1.6 | ブラジル | 29,441 | 2.1 |
| 6 | 南アフリカ共和国 | 26,232 | 1.9 | エクアドル | 16,745 | 1.3 | モーリタニア | 14,916 | 1.1 |
| 7 | エクアドル | 13,430 | 1.0 | 南アフリカ共和国 | 14,313 | 1.1 | 南アフリカ共和国 | 14,748 | 1.1 |
| 8 | マダガスカル | 12,730 | 0.9 | モーリタニア | 10,782 | 0.9 | エクアドル | 13,636 | 1.0 |
| 9 | モーリタニア | 12,157 | 0.9 | マダガスカル | 10,084 | 0.8 | マダガスカル | 10,692 | 0.8 |
| 10 | スリランカ | 9,028 | 0.6 | コロンビア | 7,617 | 0.6 | インドネシア | 8,427 | 0.6 |
| 11 | トルコ | 7,416 | 0.5 | スリランカ | 6,695 | 0.5 | スリランカ | 7,299 | 0.5 |
| 12 | モロッコ | 6,878 | 0.5 | インドネシア | 5,933 | 0.5 | トルコ | 6,865 | 0.5 |
| 13 | コロンビア | 5,935 | 0.4 | トルコ | 5,414 | 0.4 | コロンビア | 6,741 | 0.5 |
| 14 | ラオス | 5,492 | 0.4 | モロッコ | 5,287 | 0.4 | ラオス | 5,707 | 0.4 |
| 15 | インドネシア | 5,169 | 0.4 | ラオス | 4,955 | 0.4 | モロッコ | 5,434 | 0.4 |
| 16 | アルゼンチン | 4,885 | 0.3 | イラン | 2,862 | 0.2 | イラン | 2,776 | 0.2 |
| 17 | ベトナム | 3,902 | 0.3 | ベトナム | 2,799 | 0.2 | ケニア | 2,548 | 0.2 |
| 18 | イラン | 3,376 | 0.2 | タイ | 1,988 | 0.2 | ベトナム | 2,273 | 0.2 |
| 19 | カザフスタン | 2,561 | 0.2 | グアテマラ | 1,974 | 0.2 | タイ | 2,174 | 0.2 |
| 20 | グアテマラ | 2,426 | 0.2 | カザフスタン | 1,957 | 0.2 | アルゼンチン | 1,883 | 0.1 |

(注1) 確定値による(平成29年度中、30年1～3月は確報値)。

(注2) 特惠輸入実績は、一般特惠適用輸入額及びLDC特惠適用輸入額の合計値。